

**Deloitte.**

# ニュースレター 税金と税関

2024年5月発行



# ハイライト

## 法人所得税 (CIT)

- 同じ企業が同時に実行する独立した投資プロジェクト間の損失の相殺および移転
- 投資証明書の工場面積を変更する場合の法人税優遇措置
- 基本建設段階での土地賃貸料の配分
- 標準を超える消耗品の損金算入額と控除可能な仮払消費税の決定
- ポイント蓄積プログラムに基づく現金報酬のの支払いは控除対象
- 原材料費と破壊された完成品の費用は控除対象外

## 外国契約者税 (FCT)

- 欠陥のある輸出商品を海外で加工する場合、外国契約者税は課税されない。
- ベトナムから海外への転送サービス、国際物流、国際輸送に対する外国契約者税。
- 納税義務が発生しない場合、毎月のFCT納税申告書を提出する必要はない

## 間接税

- 輸出加工企業が非関税地域外の倉庫を借りる場合の付加価値税税率は10%

## 個人所得税 (PIT)

- 株式配当・既存株主優待株等による設備投資に個人所得税管理の強化
- 不動産をリースする個人のVATおよびPITの対象となる収益
- 非居住者の住宅手当の源泉徴収
- 任意年金基金への拠出金及び子弟の学業成績に対する報奨金に対する税務
- 最終段階で、個人所得税の配分が再決定されないもの

## 貿易と税関

- 海外から複数回に分けて輸入される貨物の通関手続き
- 再輸出が必要で「単純な処理・加工」を受けた輸入品に対する税金還付
- 免税で輸入され、その後使用に変更された商品に対するVAT
- 原産地証明書と税関申告書にHSコードが異なる場合のの注意事項

### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale

Transfer Pricing  
Firm of the Year

Tax Firm  
of the Year



## 法人所得税

### ガイダンスの裁定

#### 同じ企業が同時に実行する独立した投資プロジェクト間の損失相殺および繰越

2023年12月19日、税務総局は、租税政策管理監督局（「DTSA管理局」）および法務局（財務省）との協議に基づき、CITインセンティブ付き事業活動の損失と、他のCITインセンティブ付き事業活動の収入との間の相殺を規制しないよう法人所得税法を指導する公式通達「No. 5781/TCT-CS」を発行したことが以下のとおり：

- 法務局（財務省）は、ある事業活動が法人所得税優遇措置の対象となる場合、損失を法人所得税優遇措置の対象となり収入のある他の事業活動と相殺することはできない。この事業活動による損失を、税制上の優遇措置を受けていない事業活動の課税所得またはその他の事業活動の収入で相殺することのみを選択できる。
- DTSAは、企業の投資事業活動を、損失の相殺と繰越に関する規制を適用するために同時に実施されている異なる事業活動と見なすことは、十分に規制されていない。

上記のガイダンスが発行された後も、納税者は投資案件に関する説明を提出し続けた。具体的には、企業は、異なる法人税優遇措置率および減税を伴う、同じ事業分野の03件のプロジェクトに対して、03の独立投資登録証明書を持っている。

従って、税務総局は、2024年5月2日付のOfficial Letter No. 1792/TCT-CSを発行し、現行のCIT法的文書には、企業が実施する独立投資プロジェクトにおける損失相殺および繰越に関する税務方針に規制がないと述べている。

税務総局は、関連する内容をDTSAに転送し、財務省に報告し、その権限に従って対応する。

*(2023年12月19日付、税務総局発行のOfficial Letter No. 5781/TCT-CS)*

*(2024年5月2日付、税務総局発行のOfficial Letter No. 1792/TCT-CS)*



#### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*



## 法人所得税

### ガイダンスの裁定

#### 投資証明書の工場面積を変更する場合の法人税優遇措置

企業が有利な立地条件により法人税優遇措置を受ける権利を有し、投資証書の改正により工場面積を変更し、投資証書の変更が投資プロジェクトのインセンティブ条件の適格性に影響を与えない場合、以下のことを行うことができる：

- 残りの期間、既存のプロジェクトに応じて法人税の優遇措置を引き続き享受する。又は
- Circular No. 78/2014/TT-BTC、第 18 条第 6 項に規定されているインセンティブ条件を満たした場合、拡大投資の形でインセンティブを受け取る。

(2024 年 9 月 5 日付、バクザン省発行の  
Official Letter No. 3358/CTBGI-TTHT)

#### 建設段階での土地賃貸料の配分

税務総局は、2024 年 5 月 7 日付の公式通達 No.1879/TCT-CS を発行し、基礎建設段階に割り当てられる土地賃貸料の計算に関して、異なる見解を持つ 2 つの地方税務署からの 2 つの公式派遣について言及している。具体的には以下の通り：

2023 年 11 月 2 日付のロンアン税務局発行の Official Letter No. 4305/CTLAN-TTHT によると：

- 借地期間中一括してインフラ税を支払った場合、借地年数に応じて段階的に事業費に配賦される。
- 資本建設期間中に発生した土地賃貸料は、その年の課税所得を決定する際の控除費用には含まれない。同社では、これを長期前払金として計上し、最長 3 年を限度として建設工事終了後の事業費や生産・営業活動に段階的に配賦する。

同件について、ドンナイ税務局は 2023 年 12 月 5 日付の Official Letter No. 13515/CTDON-TTHT を発行し、事業が開始されていない年に会社が配分した前払い地代およびインフラ賃料については、所定の条件を満たした場合に課税対象を決定する際に損金算入されることを公式通達 No.78/2014/TT-BTC の第 1 条・第 2.16 条・第 2.32 条・第 6 条、第 4 条、回覧番号 96/2015/TT-BTC によって修正に指示する。

(2023 年 11 月 2 日付、ロンアン税務局発行の  
Official Letter No.4305/CTLAN-TTHT)

(2023 年 12 月 5 日付、ドンナイ税務局発行の  
Official Letter No. 13515/CTDON-TTHT)

#### Contact

Website: deloitte.com/vn

Email: deloittevietnam@deloitte.com

For reference only, not for distribution or sale



## 法人所得税

### ガイドランスの裁定

#### 標準を超える消耗品の損金算入額と控除可能な仮払消費税の決定

地方税務当局への対応において、税務総局は、標準を超える原材料、材料、燃料、エネルギー、および物品（「消耗品」）の税務処理に関する見解を次のように述べた。

- **VATの観点から:**
  - ✓ 原則として、標準を超える消耗品の仕入VAT額を申告して控除することはできない。
  - ✓ 消費標準が政府によって発行されている場合、標準を超える仕入VAT額は申告して控除することはできない。
- **CITの観点から:**
  - ✓ 企業は、生産やビジネスで使用される材料、燃料、エネルギー、および商品の消費基準を独自に構築および管理する。
  - ✓ 政府が一部の消耗品の消費標準を発行した場合、それを遵守しなければならない。

(2024年5月16日付、税務総局発行のOfficial Letter No. 2087/TCT-CS)

#### ポイント蓄積プログラムに基づく現金懸賞のの支払いは控除対象

お客様が購入し、会社の規定に従って注文額を累積した際に、会社がお客様に現金懸賞を支払う場合、通達第96/2015/TT-BTC号第4条に規定された条件を満たす場合、その支払いは、CIT課税所得を決定する際に損金算入を行うことができる。

(2024年4月26日付、ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 24940/CTHN-TTHT)

#### 破壊された原材料費と完成品の費用は控除対象外

顧客による注文、或いは生産・事業戦略の変更により破壊された原材料や完成品は、不可抗力とは見なされないため、CIT課税所得を決定する際に損金算入を行うことができません。

(2024年5月06日付、Vinh Phuc税務局発行のOfficial Letter No. 995/CTVPH-TTHT)



#### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 間接税 税

### ガイダンスの裁定

#### 輸出加工企業が非関税地域外の倉庫を借りる場合の付加価値税税率は10%

会社が原材料や製品を保管するために工場を借りる輸出加工企業（EPE）であるが、倉庫が非関税地域外で実施および消費される場合、通達第219/2013/TT-BTC号第9条に規定されているように、VAT0%の課税を受ける権利がない。したがって、規制に従って10%のVAT税率が適用される。

(2024年5月9日付、ロンアン税務局発行 Official Letter No.2231/CTLAN-TTHT)



#### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*



## 個人所得税

### ガイドンスの裁定

#### 株式配当・既存株主優待株等による 設備投資に個人所得税管理の強化

設備投資による所得に対する個人所得税の管理を強化する目的で、税務総局は、地方税務局に対し、以下の注目すべきガイドラインを実施するよう要請する：

- **個人所得税の申告・納税を代行する機関による監督組織について：** 個人に代わって税金を申告および納税する義務をまだ履行していない、地方に代わって申告および納税を行う組織に対しては、税務局は規定に従って税務管理措置を実施するもの。個人の既存株主に対する株式およびボーナス株式の形での配当収入に対する個人所得税の申告、納税、および申告と納税の義務を規定に従って履行する組織に対し、その義務を履行するよう要請する。
- **税務調査・検査について：** 税務管理におけるリスク管理規程に従い、証券会社、証券保管業務を行う商業銀行、資金運用会社及び証券発行者の税務書類の机上審査を行う。リスクが検出された場合は、規定どおりに納税者の施設への物理的な検査を実施する必要がある。したがって、税務調査の際には、個人(株式配当または株式賞与の受領者)を代行する個人による個人所得税の申告と納付、および個人が法規制に従って同種株式を譲渡する場合の設備投資所得に対する個人所得の申告と支払いの検査に注意を払う必要がある。

(2024年5月2日付、税務総局発行の Official Letter No. 1806/TCT-DNNCN)

#### 不動産をリースする個人事業主のVAT およびPITの対象となる収益

通達第40/2021/TT-BTC号の付録には、個人向けの不動産の賃貸に適用される5%のVAT税率と5%の個人所得税率を規制している。

個人事業主である賃貸人と法人賃借人との間で締結された契約に基づき、賃貸人は、規定どおりに不動産の賃貸収入に対してVATおよび個人所得税を支払うものとする。VAT課税およびPIT課税収益は税込み収益であるため（課税対象の場合）、契約にリース価格にVATおよびPITが含まれていない場合、税務当局は、VAT/PIT課税所得(=)賃貸人に支払われる税抜き収益を(:)0.9で割った値を再決定するものとする。

賃貸人または賃借人が申告書を提出し、税金を支払う義務があるかどうかは、民法に従って契約の両当事者が合意するものとする。

(2024年4月3日付、税務総局発行の Official Letter No. 1368/TCT-DNNCN)

#### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 個人所得税

### ガイドランスの裁定

#### 非居住者の住宅手当の源泉徴収

当社が非居住者である外国人従業員に住宅手当を支払った場合、課税家賃の額は、通達第92/2015/TT-BTC号第11条第2項の指示に従い、ベトナムで発生する総課税所得（住宅手当および関連する光熱費がある場合はそれを除く）の15%を上限とする。

(2024年4月23日付、ハノイ税務局発行の  
Official Letter No. 23289/CTHN-TTHT)

#### 任意年金基金への拠出金及び子弟の学業成績に対する報奨金に関する税務上の取扱い

雇用主が加入した任意年金基金への拠出金、または保険料が累積した保険商品のために従業員に拠出されたものは、給与所得として課税されます。任意年金基金への拠出額は、実際の発生に応じて課税所得から差し引くことができますが、100万VND/月を超えない。

学業成績が良く、優秀な学生証明書、市、国の賞を受賞した従業員の子供に与えられるボーナス、現金または現物での報酬は、通達第111/2013/TT-BTC号第2条第2項e.1に規定された賞与に含まれていないため、課税対象の給与所得となる。

(2024年4月23日付、ハノイ税務局発行の  
Official Letter No. 23290/CTHN-TTHT)

#### 個人所得税の配分は、最終段階で再決定されないものとする

他省の事業所に勤務する従業員に給与や賃金を支払う場合、会社は規則に従って個人所得権を源泉徴収し、通達No.80/2021/TT-に記載された指示に従って税務申告書を提出する必要。

従業員が勤務する各省の国家予算に割り当てられ、送金された個人所得税の金額については、通達No.80/2021/TT-BTC号第19条a項a.1項に従って、個人所得税の確定時に再計算する必要はない。

(2024年4月26日付、ハノイ税務局発行の  
Official Letter No. 24942/CTHN-TTHT)

#### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



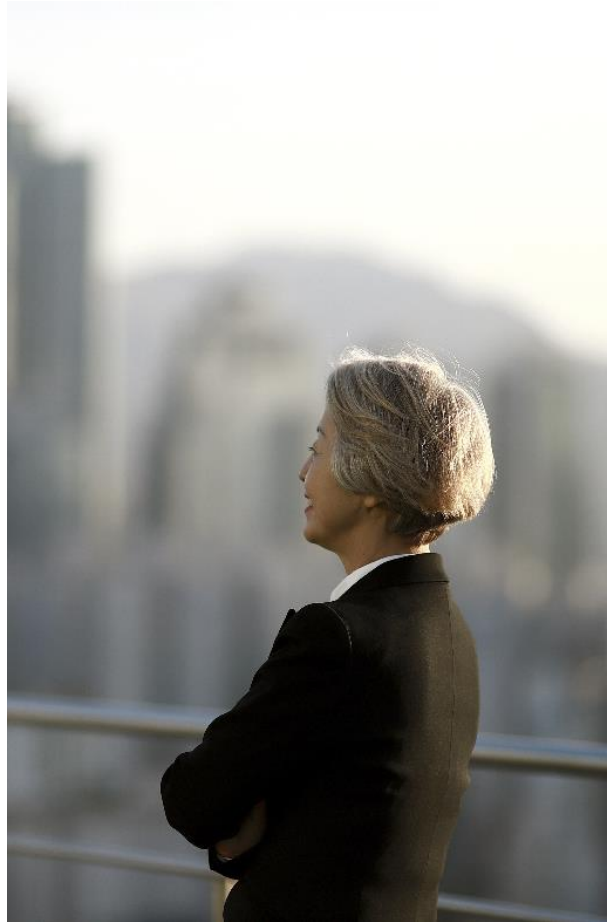


## 外国契約者源泉徴収税（FCT） ガイダンス裁定

### 欠陥のある輸出商品を海外で加工する 場合、はFCTの対象外

ベトナムの企業は、商品が締結された販売契約に従って品質要件を満たしていない場合、商品を再処理するために外国の組織を雇わなければならない。この加工活動はベトナム国外で提供および消費されるため、外国組織が受け取る収入はFCTの対象外。

(2024年5月9日付、ビンズン省発行の *Official Letter No. 12264/CTBDU-TTHT*)



### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*

## 外国契約者源泉徴収税 (FCT) ガイドンス裁定

### ベトナムから海外への転送サービス、 国際物流、国際輸送に対するFCT

外国企業がベトナムで転送サービス、国際物流、またはベトナムから海外への国際輸送から収入を得る場合、そのような収入は、通達No.103/2014/TT-BTC号第1条の規定に従って源泉徴収税の対象となる。

外国請負業者が通達No.103/2014/TT-BTC号第8条に規定された条件のいずれかを満たさない場合、ベトナム企業は、通達No.103/2014/TT-BTC号第12条および第13条の指示に従って、外国請負業者に代わって税金を控除、申告、および支払う責任がある。

- ベトナムから海外への国際輸送サービス (国際運賃) :
  - ✓ VAT税率:国際輸送貨物は、課税所得に対して0% (通達No.219/2013/TT-BTC号第9条第2項の規定を満たす場合) または3% (VAT0%の条件を満たさない場合) の税率が適用される。
  - ✓ CIT税率:課税所得に対する2%の税率。
- ベトナムから海外への国際フォワーディング・物流サービス (国際運賃を除く) :
  - ✓ VAT税率:課税所得に対する5%の税率
  - ✓ CIT税率:課税所得に対する5%の税率。  
ベトナムから海外への国際貨物輸送および倉庫サービスに対する法人所得税の対象となる収入は、運送業者に支払われる国際運賃 (海上輸送) を除いて、外国人が受け取る収入全体となる。

(2024年4月23日付、ハノイ税務局発行の  
Official Letter No. 23287/CTHN-TTHT)

### 納税義務が発生しない場合、毎月の FCT納税申告書を提出する必要はない

外国契約者に代わって納税を行う場合、外国契約者との取引・支払いが月に複数回ある場合、その都度ではなく、月次で申告することができる。毎月の確定申告の提出期限は、納税義務が発生する月の翌月20日。

当月中にFCTの義務が発生しない場合、当社は毎月の税務申告を税務当局に提出する必要はない。

(2024年4月24日付、ハノイ税務局発行の  
Official Letter No. 2547/CTBNI-TTHT)

### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 貿易・税関

### ガイドランスの裁定

#### 分割出荷で輸送される輸入貨物の通関手続き

税関管理監督局（税関総局管轄）の指導により、税関申告書に申告された貨物の一部については、通関に関する規定はない。

1つの船荷証券で輸入された商品がベトナムに分割出荷される場合、企業は税関申告を行う前に、船荷証券を出荷ごとに複数の副手形に分離する必要がある。発行されたサブビル番号は、通関のために対応する貨物を別途申告するために使用される。

(2024年4月12日付、税関総局発行のOfficial Letter No. 496/GSQL-GQ1)

#### 再輸出が必要な「単純な操作と加工」を行った輸入品に対する税金還付

税関総局のガイドランスによると、輸出輸入税に関する法律 No.107/2016 / QH13は、納税済みで輸入され、再輸出する必要がある商品については、納税された輸入税に対して税金の還付が適用され、商品が未使用または加工されていない場合は輸出税は責任を負わないと規定している。

さらに、現行の規制では、海外に再輸出しなければならない輸入品の税還付方針を決定するための加工および製造活動の使用は指定されていない。

(2024年4月12日付、税関総局発行のOfficial Letter No. 1581/TCHQ-TXNK)

#### 輸入関税が免除される商品のVAT申請で、使用目的が変更された場合

税関総局のガイドランスにより、輸入段階でのVAT課税額は「輸入」の合計額 = 「国境ゲートでの輸入価格」 + 「輸入税（ある場合）」 + 「特別消費税（ある場合）」 + 「環境保護税（ある場合）」。

企業が「国境ゲートでの輸入価格」についてはVATを支払ったが、輸入時に輸入税が免除されるため「輸入税」については付加価値税を支払っていない場合、発生した「輸入関税」の金額に対して追加のVATを支払う必要がある。

(2024年4月12日付、税関総局発行のOfficial Letter No. 1570/TCHQ-TXNK)

#### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 貿易・税関

### ガイドンスの裁定

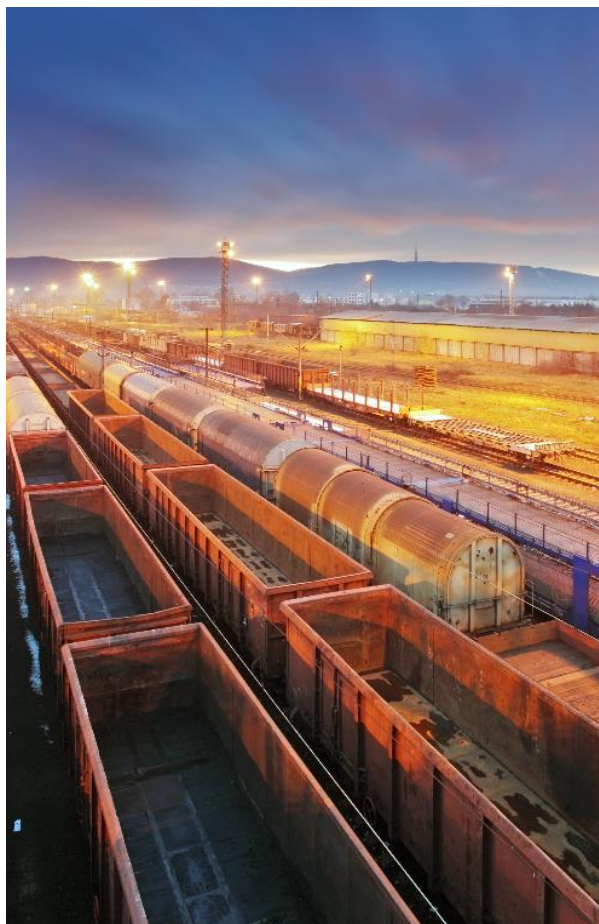
#### 原産地証明書と税関申告書のHSコードが異なる場合のご案内

原産地証明書（「C / O」）と輸入申告書の様々HSコードについては、税関総局によって次のように案内されている。

税関当局は、C/Oの商品名が輸入申告書の申告品名とHSコード分類の告示裁定、または実際の輸入品と一致しないと判断するに十分な根拠がある場合、C/Oを却下するものとする。

税関当局は、C/O上の製品名が輸入申告書の申告製品名とHSコード分類の通知裁定、または実際の輸入品と一致しないと判断する根拠が不十分な場合、財務省が発行した2023年5月31日付の通達No.33/2023/TT-BTC号第16条の規定を適用するものとする。

(2024年5月9日付、税関総局発行の Official Letter No. 2011/TCHQ-GSQL)



#### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*

## Contact Us



**Thomas McClelland**  
**National Tax Leader**  
+84 28 7101 4333  
tmcclelland@deloitte.com



**Bui Ngoc Tuan**  
**Tax Partner**  
+84 24 7105 0021  
tbui@deloitte.com



**Bui Tuan Minh**  
**Tax Partner**  
+84 24 7105 0022  
mbui@deloitte.com



**Phan Vu Hoang**  
**Tax Partner**  
+84 28 7101 4345  
hoangphan@deloitte.com



**Dinh Mai Hanh**  
**Tax Partner**  
+84 24 7105 0050  
handinh@deloitte.com



**Vo Hiep Van An**  
**Tax Partner**  
+84 28 7101 4444  
avo@deloitte.com



**Vu Thu Nga**  
**Tax Partner**  
+84 24 7105 0023  
ngavu@deloitte.com



**Tat Hong Quan**  
**Tax Partner**  
+84 28 7101 4341  
quantat@deloitte.com



**Vu Thu Ha**  
**Tax Partner**  
+84 24 710 50024  
hatvu@deloitte.com



**Dang Mai Kim Ngan**  
**Tax Partner**  
+84 28 710 14351  
ngandang@deloitte.com

### Hanoi Office

15<sup>th</sup> Floor, Vinaconex Building,  
34 Lang Ha Street, Dong Da  
District, Hanoi, Vietnam  
Tel: +84 24 7105 0000  
Fax: +84 24 6288 5678

### Ho Chi Minh City Office

18<sup>th</sup> Floor, Times Square  
Building, 57-69F Dong Khoi  
Street, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel: +84 28 7101 4555  
Fax: +84 28 3910 0750

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

#### About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.